

5年留保案について(2)

日本原燃株式会社



- 六ヶ所再処理工場は、使用済燃料をせん断・化学処理するアクティブ試験の開始により実質的な操業モードに入り、以後毎年、減価償却費を含む3,000億円弱の費用に基づき電力会社へ料金請求し、収入を得て売上に計上
- 竣工(使用前検査合格)後40年間の操業を計画しているために、竣工遅延による総事業費のアップは、操業終了年度が1年間延びることによる減価償却の殆ど終わった施設の運転維持費約1,000億円
- 一方、現時点で竣工を5年間先送りし、その間の諸情勢に基づき改めて政策判断することは、再処理工場を稼動させるか否かが不明確になることを意味し、そのような中で、民間事業会社として通常の商取引を継続できるかは甚だ疑問
- 従って、5年の留保期間中、日本原燃を存続させるためには、必要なコストに対する収入や債務償還等の既存契約の履行に必要な資金について政策的な保証措置が必要
- また当然に、安全確保は勿論、運転に必要な技術維持や雇用確保などにも支障がないよう政策的な保証措置が必要
- 現時点での日本原燃の資金需要は、仮に新增設・改良工事を止めても、費用支出分と債務償還に毎年3,000億円弱(有利子負債残高は約1兆円)
- 再処理事業指定の経理的基礎、原子炉設置許可の再処理前提にも疑問